

指定混合肥料生産業者届出に必要な書類

1 「様式第9号 指定混合肥料生産業者届出書」 2部

2 現在事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）等

- ※ 法人の場合、登記事項の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項がないと、原則として届出書の受理はできません。
- ※ 届出住所と生産場所、保管場所の所在地が異なる場合で、現在事項証明書で確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 生産工程の概要

- ※ 概要は別紙にフロー図で示してください。
- ※ 年間の原材料使用量や肥料生産予定量なども記入ください。

4 配合する肥料の登録証の写し、特殊肥料の品質表示、土壌改良資材の種類等

5 配合する肥料の設計書

- ※ 配合する肥料の割合と製品（生産する肥料）の保証成分計算書等

6 成分分析結果（「指定配合肥料」において、原料肥料の保証成分量から主成分を設計保証する場合は除く。）

7 生産する事業場及び保管する施設の位置図

- ※ 市販の地図をコピーしたものに書き込む形式のもので構いません。
- ※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

8 その他資料等

（1）生産施設を賃借して生産する場合

- 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書
- 賃貸借契約書の写し
- 賃借する工場の見取り図

（2）委託により生産する場合

- 委託による肥料の生産に関する届出書
- 委託生産契約書の写し
- 委託生産する工場の見取り図

(3) 返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 3 枚程度を返信します。

※ 生産を開始する 1 週間前までに届け出てください。

※ 相談は、随時、受け付けておりますので、電話・メール等でお問い合わせください。

※ 届出書類ができあがりましたら、確認のため、事前にメール又は FAX にて送付してください。

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出に必要な書類

1 「様式第 10 号 指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書」 2 部

2 履歴事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）

【住所・会社名・代表者氏名・生産事業場・保管場所等の変更の場合】

- ※ 法人の場合、登記事項の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項がないと、原則として届出書の受理はできません。
- ※ 個人又は任意団体等の代表者の場合、届出者が変更になると新たな生産業者届出が必要です。また、現在の届出は廃止となります。
- ※ 届出住所と生産場所、保管場所の所在地が異なる場合で、履歴事項証明書で確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 生産する事業場の位置図

【生産事業場の変更の場合】

- ※ 市販の地図をコピーしたもの書き込む形式のもので構いません。
- ※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。
- ※ 生産工程が変更される場合は、ご相談ください。

4 保管する施設の位置図

【保管する施設の変更・追加の場合】

- ※ 市販の地図等をコピーしたもの書き込む形式で構いません。

5 返信用封筒及び切手

- ※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 3 枚程度を返信します。

※ 2、3については、変更の内容により必要なもののみ添付してください。

※ 変更後 2 週間以内に届け出てください。

指定混合肥料生産事業廃止届出に必要な書類

1 「様式第 11 号 指定混合肥料生産事業廃止届出書」 2 部

2 返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 3 枚程度を返信します。

※ 事業廃止後 2 週間以内に届け出てください。